

魚沼市地域防災計画

【原子力災害対策編】

平成 27 年 3 月修正



魚 沼 市 防 災 会 議

目 次

第1章 総則

第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	計画の性格	2
第 3 節	計画の作成または修正に際し遵守すべき指針・想定	3
第 4 節	原子力災害対策を実施すべき地域の範囲	4
第 5 節	発電所の状態に基づく緊急事態区分	7
第 6 節	市民及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	8

第2章 原子力災害事前対策

第 1 節	基本方針	11
第 2 節	計画策定に係る関係機関等との協議・調整	12
第 3 節	迅速かつ円滑な災害応急対策、応急復旧への備え	13
第 4 節	情報の収集・連絡体制等の整備	14
第 5 節	緊急事態応急体制の整備	17
第 6 節	屋内退避、避難体制の整備	19
第 7 節	複合災害時対応体制の整備	23
第 8 節	緊急輸送活動体制の整備	25
第 9 節	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	26
第 10 節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	27
第 11 節	行政機関の業務継続体制の整備	28
第 12 節	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	29
第 13 節	防災業務関係者の人材育成	30
第 14 節	防災訓練等の実施	31
第 15 節	災害復旧への備え	32

第3章 緊急事態応急対策

第 1 節	基本方針	33
第 2 節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	34
第 3 節	活動体制の確立	38
第 4 節	避難、屋内退避等の防護措置	43
第 5 節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	50
第 6 節	緊急輸送活動	51
第 7 節	救助・救急、消火及び医療活動	52
第 8 節	住民等への的確な情報伝達活動	53
第 9 節	自発的支援の受入れ等	55
第 10 節	行政機関の業務継続に係る措置	56
第 11 節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	57

第4章 原子力災害中長期対策

第 1 節	基本方針	58
第 2 節	復旧・復興対応	59
第 3 節	被災者等の生活再建等の支援	60
第 4 節	産業等への支援	61
第 5 節	心身の健康相談体制の整備	62

【用語解説】

第1章 総 則

第1節 計画の目的

1 はじめに

この計画は、東日本大震災及び東京電力福島原子力発電所における事故を踏まえ、原子力事業者である東京電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）における放射性物質の大量拡散等による魚沼市住民等の放射性物質の影響を可能な限り回避・低減させること、また、影響を受けた他自治体の住民等に安全を提供することを主眼に置き、魚沼市の地理的条件（冬期間の道路閉鎖や交通確保の困難性）、季節風等の自然条件等を考慮のうえ、魚沼市においても国の「原子力災害対策指針（以下「原災指針」という。）」及び「新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）」の原子力災害対策を実施すべき地域における防護対策が必要であるとの観点から、所要の対策を講じるため地域防災計画（原子力災害対策編）の策定を行うものである。

2 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の運転等（貯蔵、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生、拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、本市、県、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民等の生命、身体並びに財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 魚沼市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、魚沼市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

さらに、県内全市町村で構成する「市町村による原子力安全対策に関する研究会」において避難、屋内退避、受入れの際の共通の考え方を整理した「実効性のある避難計画（暫定版）」の内容も反映している。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 魚沼市における他の災害対策との関係

この計画は、「魚沼市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「魚沼市地域防災計画（震災対策編、風水害対策編）」に拠るものとする。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画または市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

4 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第3節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針・想定

1 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成または修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原災指針」を遵守するものとする。

2 計画の基礎とするべき災害の想定

発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故（原子力発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象をいう。）を想定する。

なお、防護対策を実施するにあたって留意すべき事項は、原災指針に基づき次のとおりとする。

(1) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。

これらは、プルームとなり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等への付着や、雨水等によるそれらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

また、事故による放出は必ずしも単一の形態によらず、発電所からの冷却水の漏えいによる場合など、複合的であることを十分留意する必要がある。

(2) 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質の放出や放射線量の上昇という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

ア 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。

イ 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じるできないこと。

ウ 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。

エ 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。

オ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の避難・屋内退避、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、原子力災害対策の特殊性を考慮しつつ、一般的な防災対策と連携して対応する必要がある。

第4節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

原子力災害対策を実施すべき地域の範囲は、原災指針において示されている目安を踏まえ、施設特性、地域の自然・社会的周辺状況等を勘案し定める必要がある。新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）においては県内全域としており、発電所の中心からの距離等に応じて以下のように区分されている。

原子力災害対策を実施すべき地域の範囲の区分

区域・地域	発電所からの距離 (目安)	基本の対応
PAZ:即時避難 区域*1	半径おおむね 5km	<p>発電所からの放射性プルーム*5（以下「プルーム」という。）放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準（以下「EAL」という。）による全面緊急事態の発生後、避難指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。避難は、PAZ 外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径概ね 30 k m 圏外への避難を実施する。</p> <p>なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設等に屋内退避することも容認する。</p>
UPZ:避難準備 区域*2	半径おおむね 5km ～30km	<p>空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の考え方や環境放射線モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、屋内退避や避難の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径概ね 30 k m 圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。</p>
PPA:屋内退避 計画地域*3	半径おおむね 30km ～50km	<p>プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、屋内退避や、安定ヨウ素剤の備蓄等の計画をあらかじめ策定する地域とし、環境放射線モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、必要に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施する。</p> <p>なお、PPA においても、緊急時モニタリングの結果等から避難の対応が必要な場合には、UPZ と同様の対応を実施する。</p>

放射線量監視地域*4	半径 50km～ 県内全域	<p>PAZ、UPZ、PPA 以外の地域は、PAZ 等からの避難者を受け入れる地域とする。</p> <p>また、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画をあらかじめ策定するとともに、広域的な環境放射線モニタリングを実施するほか、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、外出自粛や飲食物の摂取制限を実施する。</p> <p>なお、緊急時モニタリングの結果等から避難や屋内退避の対応が必要な場合には、UPZ 又は PPA と同様の対応を実施する。</p>
------------	------------------	--

*1：PAZ とは、Precautionary Action Zone（予防的防護措置準備区域）の略称で、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、「即時避難区域」と定義づけている。

*2：UPZ とは、Urgent Protective Action Planning Zone（緊急時防護措置準備区域）の略称で、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、「避難準備区域」と定義づけている。

*3：PPA とは、Plume Protection Planning Area（プルーム防護措置実施地域）の略称で、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、「屋内退避計画地域」と定義づけている。

*4：放射線量監視地域とは、上記 1～3 の区域、地域に含まれない新潟県内全域のことである。新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）で、「放射線量監視地域」と定義づけている。

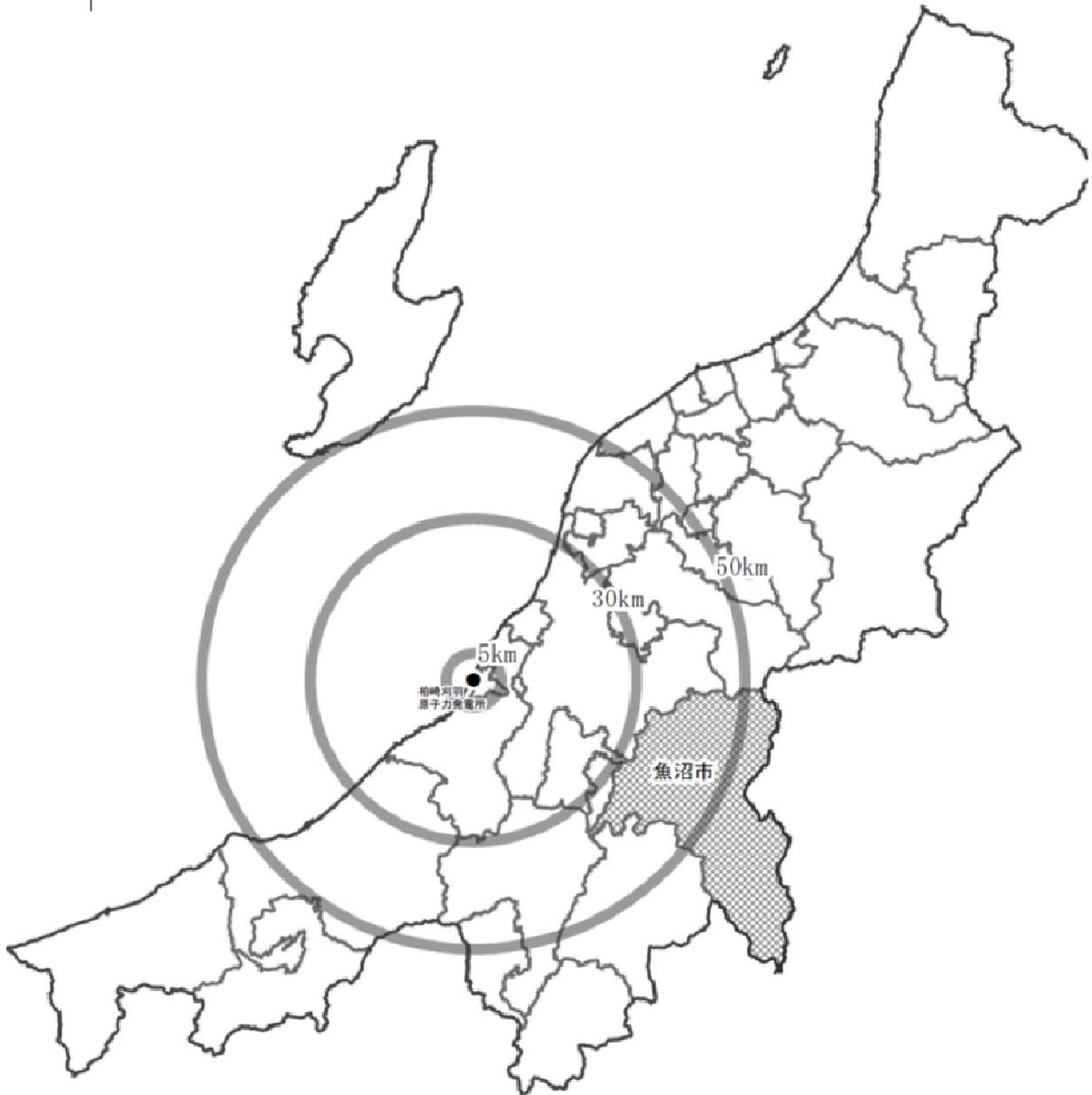
*5：放射性物質が漏れると、これが大気とともに雲のように流れる状態で移動する場合があります、この放射性物質を含んだ雲状のものを「放射性プルーム」という。

前記の考え方を踏まえ、魚沼市において原子力災害対策を実施すべき地域は、下表のとおりとする。

区域等	対象地域
PPA：屋内退避計画地域	魚沼市 全域

なお、必要とされる防護措置の判断の考え方については、今後の原災指針の議論等を踏まえつつ本計画に反映するものとする。

魚沼市における原子力災害対策を実施すべき地域の範囲



魚沼市全域 (PPA)
ブルーム通過時の被ばくを避ける
ための防護措置を実施する地域 

第5節 発電所の状態に基づく緊急事態区分

1 発電所の状態に基づく緊急事態区分

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を以下のとおり区分する。

(1) 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原災指針で定める施設敷地緊急事態要避難者※の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

この段階において、市は警戒本部を設置する。

※…原災指針に定められている避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（傷病者、入院患者、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の災害時に特に配慮を要する者。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早朝の避難等の防護措置の実施が必要な者。

(2) 施設敷地緊急事態

発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

この段階において、市は災害対策本部を設置する。

(3) 全面緊急事態

発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

第6節 市民及び防災関係機関等の責務と 処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本方針

(1) 自助・共助・公助の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本計画においては、自助、共助、公助の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、災害の予防、応急対策、復旧復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策

ア 各業務の計画及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

(3) 降雪期の配慮

全国屈指の豪雪地帯である当市の自然条件にかんがみ、降雪期の原子力災害発生に備えた対策を各業務においてあらかじめ配慮する。本計画では、第2章第7節「複合災害時対応体制の整備」において原子力災害と地震災害あるいは雪害が複合的に発生した場合の体制の整備を示す。

2 市民及び防災関係機関の責務

(1) 市民

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加、協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

(2) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市消防本部及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、原子力災害から地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び県民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

(4) 指定地方行政機関*1

指定地方行政機関は、原子力災害から地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(5) 指定公共機関*2 及び指定地方公共機関*3

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(6) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者*4

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

3 各機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、各機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、魚沼市地域防災計画（震災対策編）及び同（風水害対策編）第1章2節3「各機関の事務又は業務の大綱」によるほか、次のとおりとする。

処理すべき事務又は業務の大綱（原子力災害対策）

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
魚沼市	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること 2 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること 3 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 4 事故状況の把握及び連絡に関すること 5 市原子力災害対策本部の設置に関すること 6 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること 7 環境放射線モニタリングに関すること 8 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること 9 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること 10 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること 11 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること 12 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること 13 市道の通行確保に関すること 14 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること 15 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること 16 防災業務関係者の被ばく管理に関すること 17 汚染物質の除去及び除染に関すること 18 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること 19 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること 20 風評被害等の影響の軽減に関すること 21 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること 22 心身の健康相談に関すること 23 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること 24 児童、生徒の退避及び避難に関すること 25 学校施設等、市内各施設への退避、避難施設としての使用協力に関すること

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
東京電力(株)	1 原子力施設の防災管理に関すること 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること 3 関係機関に対する情報の提供に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリング要員の派遣に関すること 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 9 汚染物質の除去等に関すること

***1 指定地方行政機関**

- ・ 国土交通省信濃川河川事務所 堀之内出張所
- ・ 国土交通省長岡国道事務所 小出維持出張所
- ・ 国土交通省湯沢砂防事務所 破間川出張所
- ・ 小出労働基準監督署
- ・ 関東森林管理局（中越森林管理局）

***2 指定公共機関**

- ・ 東日本電信電話株式会社 新潟支店
- ・ 東日本高速道路株式会社 新潟管理局湯沢管理事務所
- ・ 東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅、日本貨物鉄道株式会社
- ・ 電源開発株式会社 小出電力所
- ・ 東北電力株式会社 魚沼営業所
- ・ 日本通運株式会社 魚沼支店
- ・ 日本郵便株式会社 小出郵便局、湯之谷郵便局、堀之内郵便局、広神郵便局、守門郵便局、入広瀬郵便局

***3 指定地方公共機関**

- ・ 魚沼市土地改良区、大和郷土地改良区
- ・ 中越運送株式会社
- ・ 株式会社新潟日報社 小出支局

***4 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者**

- ・ 魚沼市森林組合、魚沼漁業協同組合、北魚沼農業協同組合等
- ・ 一般診療所、病院 ・ 一般運輸事業者 ・ ダム施設の管理者 ・ 危険物関係施設の管理者
- ・ 小千谷市魚沼市医師会 ・ 小出郷新聞社、越南タイムズ社 ・ 南越後観光バス株式会社
- ・ 魚沼市内商工会 ・ 一般社団法人新潟県建設業協会魚沼支部及び魚沼市建設業者会
- ・ 魚沼市社会福祉協議会
- ・ 自治会 ・ 地域自主防災組織

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原子力災害特別措置法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 計画策定に係る関係機関等との協議・調整

1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

(1) 防災業務計画に関する協議

市は、原子力事業者が作成または修正しようとする防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

(2) 防災要員の現況等の届け出の受理

市は、原子力事業者が届け出る原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選任または解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について県より書類の写しが送付されてきた場合には受理するものとする。

2 安全協定に基づいた確認等

市は、県、柏崎市、刈羽村が実施する立ち入り検査や原子力事業者からの報告の徴収を行う場合は必要に応じ、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）に基づく現地確認と意見交換を行うものとする。

3 原子力防災専門官との連携

市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、国の原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、応急復旧への備え

1 関係機関等との連携強化

市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

2 応急・復旧活動に必要な機材の確保

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

3 公共用地、国有財産の有効活用

市は、避難場所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、市の公共用地の有効活用を図るものとする。

なお、市内の国有・県有財産についても有効活用できるよう、国、県に協力を要請するものとする。

第4節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市、国及び県は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、原子力事業者から、直ちに通報を受けることができる体制を整備する。

なお、市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

ア 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先（指定地方公共機関（都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人）等）

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の場合の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、国、県及び関係市町村と協力し多様な情報収集手段の活用による機動的な情報収集活動を行うため、必要な体制の整備を図る。

また、安全協定に基づく通報連絡も活用するものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、消防無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、市災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国、県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県、原子力事業者その他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、発電所に関する資料、人口・世帯等の社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するなど適切に管理するものとする。

3 通信手段・経路の多様化

市は、国、県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 防災行政無線の整備

市は、同報系・移動系防災行政無線の整備・充実に努める。

なお、同報系防災行政無線にあつては、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。

(2) 災害に強い伝送路の構築

市は、国、県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

ア 衛星携帯電話、公衆無線LANサービス等の活用

通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備や、公衆無線LANサービス等の導入により、通信手段の多重化を図る。

イ 緊急速報メール（エリアメール）の活用

電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メール（エリアメール）の活用を促進する。

ウ 地上デジタルデータ放送の活用

放送事業者と協力し、データ放送の原子力防災への活用に努める。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネ

ットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

(4) 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

(5) 通信輻輳^{ふくそう}の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳^{ふくそう}時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

(6) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）の整備に努めるものとする。

(7) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第5節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

1 職員参集体制の整備

市は、警戒事態、施設敷地緊急事態発生の通報を受信した際に、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

2 職員配備体制の整備

市は、職員の配備レベルに基づき、警戒態勢、警戒本部、災害対策本部等の配備体制及び動員体制を整備するものとする。

また、警戒態勢、警戒本部、災害対策本部等について、次の点をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 設置基準
- (2) 設置場所
- (3) 組織
- (4) 所管事務
- (5) その他必要事項

※配備体制等については、第3章3節「活動体制の確立」参照。

3 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

4 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、県警察、消防機関、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

市は、市町村の区域を越えて避難する住民の受入れに関する調整のほか、市による放射線、放射性物質濃度の測定、原子力防災訓練での連携等、平常時から県と緊密な連携を図るものとする。

5 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、市消防本部と連携し、消防機関の応援について県内外消防本部等との消防相互応援体制の整備に努めるとともに、「消防計画」に基づいた、新潟県消防相互応援協定に基づく支援及び緊急消防援助隊の迅速な受援要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

6 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の汚染の検査」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、相互応援協定を締結するなど必要な準備を整えるものとする。

(1) 県の対応

県は、市町村の区域を超えて避難する住民の受入れが可能な市町村（以下「受入市町村」という。）との調整のほか、市町村による放射線、放射性物質濃度の測定等の支援、原子力防災訓練での連携等、平常時から、市町村と緊密な連携を図ることとされている。

また、県は、広域一時滞在の避難所の選定、市の避難計画立案支援等、避難指示を出した市町村（以下「避難市町村」という。）と受入市町村間の連携や協力体制を支援することとされている。

7 原子力防災センター

市は、国、県とともに柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

8 モニタリング体制等

原子力規制委員会の統括により緊急時モニタリングセンターが設置され、国、県、原子力事業者等が連携して緊急時モニタリングを実施することとされている。

市は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに連絡体制を構築しておく。

9 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合に備え、必要に応じて国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

10 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備を行うものとする。

第6節 屋内退避、避難体制の整備

1 屋内退避、避難の方針

県は、市町村と協力し、P A Z など緊急性の高い区域から段階的に迅速・円滑な避難ができるよう避難・屋内退避実施体制の整備を図るものとしている。

市は、国、県、県内市町村及び防災関係機関と協力し、円滑に屋内退避、住民避難又 P A Z、U P Z 等の避難者受入れ等の対応を実施することができるよう、的確に情報を共有できる体制を整備する。

なお、市は、原子力災害が発生した際に、環境放射線モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により本市に影響が及ぶ場合は、必要に応じて、屋内退避を前提とした対策を実施し、また、緊急時モニタリングの結果等から避難の対応が必要な場合には、U P Z と同様の対応を実施することができるよう、屋内退避及び避難等の計画を整備するものとする。

2 屋内退避体制の整備

(1) 屋内退避時の行動計画の整備

市は、屋内退避が必要な場合に備え、屋内退避指示時の行動計画を具体的に定めておくものとする。

(2) コンクリート屋内退避施設の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

(3) 安定ヨウ素剤の配備体制の整備

市は、県と協議の上、国による安定ヨウ素剤の服用を指示された際、迅速に住民へ配布するため効率的な備蓄場所を定め、配布体制を整備するものとする。

3 避難計画の作成

市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、避難誘導のための計画を作成するものとする。

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は屋内退避計画地域外として計画するものとする。なお、個別の市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国、県が中心となって市町村間の調整を図るものとする。

また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

4 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

市は、公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するものとする。

また、市は、避難所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難所が使用

できなくなる可能性を考慮し、国、県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難・退避生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

併せて男女の視点の違いや、要配慮者のニーズについても十分配慮する。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材等の整備

市は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材等の整備に努めるものとする。

また、市は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材等を確保するよう努めるものとする。

(3) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、避難所を指定する際に併せて、広域一時滞在者等の受け入れに供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(4) 応急仮設住宅等の整備

市は、国、県、原子力事業者等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(5) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(6) 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

5 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 要配慮者等への対応

市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるものとする。

イ 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。

ウ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

(2) 避難誘導・搬送体制等整備

市は、震災等自然災害対策と同様に、平常時より、要配慮者の避難誘導や搬送体制の整備を図るため、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。

(3) 医療機関との連携

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(4) 社会福祉施設との連携

社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

6 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における市と幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間及び各施設間における連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

7 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、市及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

8 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難及び退避のための立ち退きの勧告または指示等を行った場合において、住民等の避難・退避状況を的確に把握するため必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。

とする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

9 市外に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は、県の支援のもと、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

10 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国、県と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

11 避難所・避難方法等の周知

- (1) 市は、屋内退避の方法、避難やスクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 避難市町村の避難者を受入れる際は、住民等への広報内容について、あらかじめ整理する。
- (3) 屋内退避の徹底や避難の迅速な実施のためには、具体的な屋内退避計画、避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、警戒事象または特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な屋内退避、避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第7節 複合災害時対応体制の整備

1 計画の方針

原子力災害と発電所周辺での大規模自然災害等が同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化（以下「複合災害」という。）することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象に備えて、必要な体制を整備するものとする。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制の整備は、本節に準じるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 広域応援体制の整備

市及び県は、大規模自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え、広域的応援体制を整備するものとする。

(2) 資機材等の搬送体制の整備

市及び県は、応急対策に必要な資機材について、複合災害時にも確実に搬送できるよう、搬送経路及び搬送手段について体制を整備するものとする。

3 情報の収集及び連絡体制等の整備

市は、複合災害時においても、県、国、関係市町村、関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集、連絡体制及び通信手段を整備するものとする。

4 原子力防災に関する知識の普及啓発

市は、県と協力し、複合災害時に住民等が取るべき行動について、普及啓発活動を行うものとする。

5 研修及び訓練の実施

市は、本計画の第2章13節「防災業務関係者の人材育成」に定める研修及び第2章14節「防災訓練等の実施」に定める訓練を実施するにあたっては、複合災害時の対応についても考慮するものとする。

6 屋内退避、避難実施体制の整備

(1) 屋内退避・避難誘導計画の整備

市は、屋内退避・避難誘導計画の作成にあたり、大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう県の支援のもと、計画を作成するものとする。

(2) 避難所等の設置運営

ア 市は、県及び受入市町村その他の県内他市町村と協力し、大規模自然災害等により避

難所の候補施設が被災した場合に備え、複合災害時の避難所の設置運営方法や受入れ体制、代替施設の確保等についてあらかじめ調整を図るなど、複合災害時でも住民等への応急対策が的確に行われるよう体制を整備するものとする。

イ 市は、PAZ、UPZの住民避難に備え、県及び避難元市町と協力し、避難の受入体制や避難所の運営方法等について、あらかじめ調整を図り体制を整備するものとする。

7 緊急輸送活動体制の整備

(1) 代替輸送手段の確保

市は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、ヘリ輸送等による避難が行えるよう、県及び防災関係機関と必要な体制を整備するものとする。

(2) 複合災害への備え

市は、積雪期や大規模自然災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、国、県の道路管理者と協力して道路除排雪体制の強化や道路施設の耐震性の確保及び克雪施設の整備に努めるほか、必要な資機材の整備など緊急輸送活動体制の整備に努めるものとする。

8 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、国、県、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、複合災害時においても、住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備を整備するものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄のヘリポートの場所や指定手続き、現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制の整備

(1) 緊急輸送路の確保体制の整備

市は、市が管理する道路交通関連設備について、緊急時を念頭においた整備に努めるとともに、道路管理者から情報提供を受けて輸送経路を適切に把握し、緊急輸送路の確保体制の整備に努めるものとする。

(2) 資機材等の搬送体制の整備

市は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

(3) 各機関の対応

ア 県の対応

(ア) 県は、道路管理者から情報提供を受け、輸送経路を適切に把握し、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めることとされている。

(イ) 県は、他の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、緊急輸送路、被害状況の把握装置及び道路情報板などの整備を行い、道路管理体制の充実に努めることとされている。

(ウ) 県は、他の道路管理者と協力し、積雪期や大規模自然災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路除排雪体制の強化や道路施設の耐震性の確保及び克雪施設の整備に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努めることとされている。

(エ) 県は、広域にわたる物資輸送等に係る体制整備に当たって、輸送経路、手段等に関し、近隣県との間で情報共有を図ることとされている。

イ 警察の対応

(ア) 県警察は、道路管理者及び関係機関と協力し、状況に即した適切な交通規制や誘導を実施できる体制を整備することとされている。

(イ) 県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図ることとされている。

(ウ) 県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努めることとされている。

ウ 関係機関の対応

交通・鉄道・運送事業者で指定公共機関及び指定地方公共機関は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めるよう努めることとされている。

第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

市及び市消防本部は、国、県から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救助並びに救急用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

2 災害応急体制の整備

市及び市消防本部は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市及び市消防本部は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

県は、市町村等と連携し、屋内退避計画地域の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配備体制を整備するものとされている。

5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市及び市消防本部は、国、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

6 物資の調達、供給活動

(1) 食料・物資の備蓄

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 備蓄拠点等の整備

市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 方針

市は、国、県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の局面や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 情報伝達手段の多重化、多様化

(1) 防災行政無線等の活用

市は、地震等の複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、防災行政無線等の無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

(2) 住民相談窓口の整備

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(3) 要配慮者への情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国、県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、メール配信システムでの配信などの既存手段の他に、市消防本部、報道機関の協力等により、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できる体制を整備するものとする。

また、周辺住民、自主防災組織、消防団等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(4) 情報伝達手段の多重化、多様化

市は、放送事業者、通信事業者等の協力の下、データ放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

3 地域コミュニティによる共助意識の醸成

市は、地域コミュニティの果たす役割に鑑み、民生委員・児童委員、自主防災組織及び自治会と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

第11節 行政機関の業務継続体制の整備

市は、災害発生時の災害応急対策の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に配備するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第12節 原子力防災に関する住民等に対する 知識の普及と啓発

1 方針

市は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民等が適切に行動できるよう、平常時から、国、県及び原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行うものとする。

また、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

2 教育機関等における普及啓発

市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第13節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高め、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、県等が防災業務関係者等に向けて実施する、原子力防災に関する研修を積極的に活用するなど、人材育成に努めるものとする。

また、国及び防災関係機関と連携を図り、以下に掲げる事項に関する研修を必要に応じて実施するものとする。

訓練等において研修成果を具体的に確認し、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時環境放射線モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算結果に関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

第14節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 訓練計画の策定

市は、国、県及び原子力事業者等関係機関の支援のもと、防災活動の要素ごとや各要素を組み合わせた訓練の実施計画を策定し、定期的に訓練を実施する。

ア 災害対策本部等の設置運営訓練

イ 緊急時通信連絡訓練

ウ 緊急時環境放射線モニタリング訓練

エ 緊急被ばく医療訓練

オ 住民に対する情報伝達訓練

カ 住民屋内退避・避難訓練（要配慮者の避難支援含む）

キ 避難者受入、避難所運営訓練

ク その他必要と認める訓練

(2) 国等の訓練への参画

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に市が含まれる場合には、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、国（原子力規制委員会等）、県、原子力事業者等関係機関の協力を受け、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオを作成し、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第15節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国、県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

市は、発電所における異常事態発生時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部または警戒本部を設置する。

また、警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合でも、事故に対する住民の不安や動揺等の緩和を図るため、安全協定及び本計画に基づき適切に対処する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 方針

市、県及び防災関係機関は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行うものとする。

2 警戒事態発生情報等の通報・連絡

(1) 原子力事業者の通報・連絡

発電所の原子力防災管理者は、柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき（以下「情報収集事態」という。）、警戒事態または発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合は、原子力関係法令、県及び市町村との安全協定に基づき、国、県、県内全市町村、その他必要な関係機関等に通報・連絡することとされている。

(2) 防災関係機関相互の連絡及び対応

市は、国、県、防災関係機関が定める計画の対応状況を踏まえ、国、県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

ア 県の対応

県は、事故発生時の通報、または放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、必要に応じ、職員を発電所へ派遣する。派遣された職員は、状況の確認調査を行うとともに、放射性物質の放出状況または放出予測等応急対策を講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに県へ状況を報告することとされている。

県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に協力し、通報の内容、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について、県民及び報道機関に対し、速やかに広報を行うとともに、その後も定期的に広報することとされている。

県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行うこととされている。

3 施設敷地緊急事態発生情報等の通報・連絡

(1) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

発電所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後または発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察、市町村、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連絡及び対応

市は、国、県、防災関係機関が定める計画の対応状況を踏まえ、国、県及び関係機関と

相互に緊密な情報交換を行うものとする。

市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

ア 国、県、防災関係機関の対応

(ア) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、県、P A Zを含む市村及び県警察に連絡するものとされている。また、必要に応じP A Zを含む市村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。

(イ) 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、原子力規制委員会、県、重点区域を含む市町村に連絡することとされている。

(ウ) 県は、原子力防災管理者、原子力規制委員会及び原子力防災専門官から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係する防災関係機関に連絡するとともに、防災無線の一斉F A X等により、市町村及び消防本部に通報することとされている。

- ・ P A Zを含む市村と同様の情報を、P A Zを含む市村を除く市町村に連絡
- ・ P A Zを含む市村を除く市町村に連絡する際には、P A Zの住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を伝達

4 全面緊急事態における通報・連絡

原子力事業者は、全面緊急事態が発生した場合、県内市町村、国及び県に、直ちに通報する。

5 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察、P A Zを含む市村、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に対し、発電所の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況、事故対策本部設置の状況及び被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

また、原子力事業者は、上記以外の市町村に対し、安全協定に基づき、定期的に文書により状況を連絡することとされている。

なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

(2) 施設敷地緊急事態発生後の市の連絡対応

市は、原子力事業者等の通報により、施設敷地緊急事態発生を把握した場合、応急対策活動等の情報把握のため、以下に示す対応を行うものとする。

ア 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

イ 市は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

ウ 市は、県との間において、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

エ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(3) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、災害情報等の連絡）

原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁、県及び重点区域を含む市町村に連絡を行うこととされている。また、原子力防災専門官は、原子力防災センター等において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

市は、原子力事業者等の通報により、全面緊急事態発生を把握した場合、発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係機関情報の把握、P A Z、U P Zにおける住民避難・屋内退避状況の把握等、必要な情報を共有するため引き続き県、関係機関等と連絡を密にするものとする。

6 一般回線が使用できない場合の対処

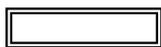
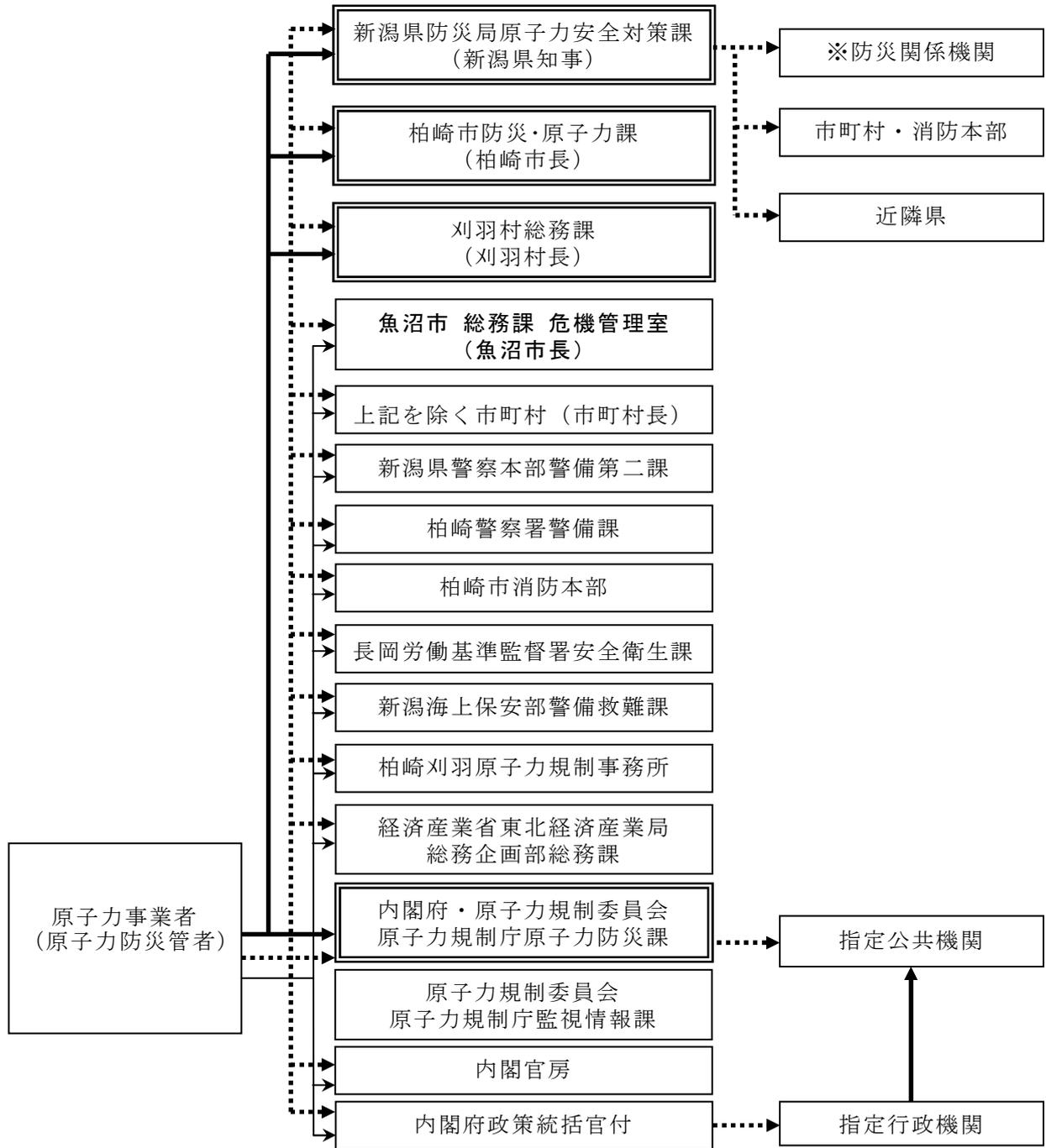
市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

7 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動

市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行うものとする。また、県やオフサイトセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

【通報連絡体系図】

原子力災害対策特別措置法第10条第1項、東京電力(株)と市町村との安全協定に基づく通報経路（発電所内での事象発生時の通報経路）



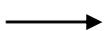
: 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく連絡先



: 電話によるファクシミリ着信の確認



: ファクシミリによる送信（ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡）



: 電話等による連絡

* 防災関係機関

: 第1章第5節に掲げる「指定地方行政機関」・「指定公共機関」

・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」及び「自衛隊」

第3節 活動体制の確立

1 方針

市は、緊急時には、災害対策基本法に基づく、災害対策本部または、警戒本部を設置する。
また、警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模事故等が発生した場合でも、事故に対する住民の不安や動揺等の緩和を図るため、適切に対応するものとする。

2 災害対策本部等の設置基準

新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)に定める県災害対策本部等の設置基準に準拠し、以下の設置基準を設ける。

なお、今後、原子力事業者や国により、緊急時活動レベル(EAL)、運用上の介入レベル(OIL)等が示された場合は、新たな基準に基づき、災害対策本部等の設置基準の見直しを行うものとする。

本部等設置基準

態勢	設置基準	活動体制	緊急事態区分
警戒準備	<ol style="list-style-type: none"> 1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき(以下「情報収集事態」という。) 2 その他市長が必要と認めるとき 	警戒態勢	情報収集事態
第1次配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 2 県内で、大津波警報が発令されたとき 3 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が$1\mu\text{Sv/h}$を超える数値を検出したとき 4 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき 5 その他市長が必要と認めるとき 	警戒本部	警戒事態
第2次配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき 2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 3 その他市長が必要と認めたとき 	災害対策本部	施設敷地緊急事態
			全面緊急事態

3 警戒態勢の確立

(1) 警戒態勢による活動開始基準

市は、警戒準備態勢の設置基準に該当したときは、警戒態勢による情報収集活動等を開始するものとする。

(2) 組織

総務課職員を中心とした警戒態勢とする。

(3) 関係機関等との情報確認

市は、国、県及び関係機関等と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(4) 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 発電所の事故が終結し、対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 警戒本部が設置されたとき。

4 警戒本部の設置

(1) 警戒本部設置基準

市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、警戒本部を設置し、災害対策本部の設置に備える。

(2) 警戒本部（本部室）設置場所

本部は、市役所本庁舎（小出庁舎）に設置する。

(3) 組織

警戒本部の組織体制は、市災害対策本部条例及び同規則に拠る災害対策本部体制に準じるものとし、警戒事象の規模等により本部長が定めるものとする。

(4) 所管事務

警戒本部における所管事務は以下のとおりとする。

ア 発電所の事故に関する情報の収集、関係機関への情報提供

イ 応急対策の検討、調整及び実施

ウ 関係機関との連絡調整

エ 報道機関への情報提供

オ 住民等への広報

カ 災害対策本部の立ち上げ準備

キ 国等との情報の共有等

ク その他必要な事務

(5) 本部会議

指示の徹底及び各課等の情報交換と対応の調整等のため、必要に応じて本部会議を開催する。

ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。

イ 本部長は、必要に応じて、関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼する。

(6) 警戒本部の廃止

警戒本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

- ア 本部長が、発電所の事故が終結し、対策の必要がなくなったと認めたとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。

5 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部設置基準

市長は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部（本部室）設置場所

本部は、市役所本庁舎（小出庁舎）に設置する。

(3) 組織

災害対策本部の組織体制は、市災害対策本部条例及び同規則に拠るものとする。

(4) 所管事務

災害対策本部における所管事務は以下のとおりとする。

- ア 発電所の事故に関する情報の収集、関係機関への情報提供
- イ 応急対策の検討、調整、実施
- ウ 関係機関との連絡調整
- エ 報道機関への情報提供
- オ 住民等への広報
- カ 国等との情報の共有等
- キ その他必要な事務

(5) 本部会議

原子力災害に関する重要事項について、措置の決定、指示の徹底及び各課等の情報交換と対応の調整等を行うため本部会議を開催する。

- ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。
- イ 本部長は、必要に応じて、関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼する。

(6) 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- イ 災害対策本部長が、発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了したまたは対策の必要がなくなったと認めたとき。

(7) 他の災害対策本部等との連携

各災害に対応する対策本部がそれぞれ別に設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

6 原子力防災センターとの連携

(1) 施設敷地緊急事態通報受信後の対応

市は、警戒事態または施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

市は、原子力緊急事態に関する情報を収集し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

7 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

8 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、県や関係市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、知事に対し、指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関または指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

市は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、原子力事業者に対して説明員の派遣を要請するものとする。

9 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

10 防災業務関係者の安全確保

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国の原子力災害対策本部(または原子力災害現地対策本部)、原子力事業者及び県との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及

び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき、以下に示す対応を行うものとする。

ア 県と連携または独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

イ 応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

ウ 応急対策を行う職員等の安全確保のため、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

11 原子力被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、発電所における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

1 方針

の対応等について定市は、原災指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置が必要と判断された場合め、住民等の安全確保を図るものとする。

2 避難、屋内退避等の指標

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民等を防護するため、状況に応じ、住民及び一時滞在者に対して避難、屋内退避等の措置を講ずるものとする。

これらの避難、屋内退避等の措置についての基準となるEALは、今後具体的に原子力事業者が定めることとなっている。またOILは、今後国等における検討状況によるものとする。

3 避難、屋内退避等の実施

(1) 住民等の避難、屋内退避の指示

ア 全面緊急事態発生時

市は、全面緊急事態に至った時点で、住民等に対し、必要に応じて屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

イ 屋内退避

市長は、次に掲げる県による緊急時モニタリングの結果又は国による予測結果等から、屋内退避区域の通知を受けた場合には、当該区域の住民等に対し、屋内退避場所について、あらためて周知の上、速やかに屋内退避するよう指示する。

(ア) 緊急時モニタリングの結果、屋内退避が必要な放射線量が計測された場合

(イ) 国による大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果から、屋内退避が必要となる区域が示された場合

ウ 避難措置の追加

知事は、次に掲げる場合には、イにより通知した屋内退避区域に対し、市長を経由して当該区域の住民等に対し、追加措置として、速やかに避難をするよう指示するものとされている。

(ア) その後の緊急時モニタリングの結果から、避難基準を超える放射線量が計測された場合

(イ) 発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況若しくは国による予測結果から避難が必要と判断された場合

(ウ) 国から指導、助言又は指示があった場合

エ 市長による避難指示

市長は、上記のほか内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、又は指示等を行う。

(2) 避難・屋内退避の実施

ア 避難の実施

市は、屋内退避区域に対し、避難措置の追加の通知を受けた場合には、避難区域の住民等に対し、避難施設名及び避難経路を周知の上、避難の誘導を行う。

イ 屋内退避の実施

(ア) 市は、屋内退避の通知を受けた場合には、コンクリート・木造建物等の施設に住民等を誘導する。自宅等の木造建物を退避先とする場合は、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、機密性に配慮するよう速やかに住民に周知する。

(イ) 市は、放射性物資の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。

(ウ) 屋内退避者は、屋内退避所、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。なお、市長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合、屋内退避が長引くことによる住民への影響を考慮し、速やかな避難指示について、国、県と調整する。

(3) 避難の実施における関係機関との連携

市は、住民等の円滑な避難実施に当たり、国、県、関係機関等と連携し避難誘導や避難支援を行うものとする。

ア 市は、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 市は、住民へ避難を指示する際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう周知する。

ウ 自家用車両による避難の場合、要配慮者や自家用車両等の利用が困難な住民等については、市があらかじめ示す一時集合場所へ参集のうえ、避難バス等で避難する。避難車両等の確保については、市がバス事業者等へ要請するものとする。また、避難用車両等が不足する場合は、市は、県、関係機関等に必要な避難用車両等確保について協力を要請するものとする。

エ 県及び県警察等の防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた計画に基づいて住民避難を実施するとともに、避難受入市町村と協力し、避難先への誘導を行う。なお、放射性物質の放出後に住民避難が必要となった場合には、線量率の測定結果、気象条件等を考慮し、避難誘導を実施するものとする。

オ 避難路は、幹線道路、高速道路を主体とし、高速道路が使用できる場合は、高速道路を積極的に活用する。なお、通行可能な道路の状況については、道路管理者等から情報提供を受け、住民等に速やかに周知する。

カ 市は、住民等の避難誘導に当たり、避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他避難に資する情報の提供について、県へ協力を求めるものとする。

キ 県警察は、関係機関と連携し、円滑な避難が実施できるよう交通規制、誘導等を実施するものとされている。

(4) 避難実施状況の確認

市は、避難のための立ち退きの勧告または指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する

ものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

(5) P A Z 及び U P Z 避難住民等の受入れ

市は、知事から、即時避難区域（P A Z）及び避難準備区域（U P Z）の避難住民等の受入れの要請があった場合、次のとおり対応するものとする。

ア 市は、あらかじめ選定された避難所を開設するほか、主要道路から避難所までの誘導や避難所の運営など、避難市町村等と連携して避難住民を支援する。なお、避難所の運営にあたり、保健衛生面、男女の違い、人権の保護等幅広い観点から、避難者の心身の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講じるよう努める。

イ 市は、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

ウ 市は、県、県警察及び避難市町村と協力し避難所に避難者のための相談所を速やかに開設するとともに相談業務を実施する。

エ 市は、避難所の管理者を通じて県と協力し、避難者の動向を把握する。また、避難者の流入により避難者の収容人員を越えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れ、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両を手配する。

オ 市は、避難市町村の市町村庁舎が避難対象地域に含まれることとなった場合、行政拠点の緊急的な移転場所の開設について協力するものとする。

4 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、避難または屋内退避の対象区域の通知があった場合、原災指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

(1) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

ア 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部、県又は市が住民等に指示することにより服用させるものとされている。

イ 市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は原子力規制委員会の判断を踏まえ、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

5 避難行動要支援者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

6 要配慮者の避難支援

(1) 方針

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援態勢、応急仮設住宅への優先的入居、傷病者、入院患者、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 避難実施

市は、災害が発生した場合、必要に応じ、早期に要配慮者の避難準備に着手するものとする。在宅の要配慮者については、「魚沼市災害時要援護者の避難支援マニュアル」に基づき、近隣住民、民生委員、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助により、屋内退避・避難を実施するものとする。

なお、病院等医療機関、社会福祉施設等から避難車両の確保や避難先の福祉避難施設の調整等の要請があれば、国、県、関係機関に避難支援を要請するものとする。

ア 病院等医療機関の対応

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させるものとする。

イ 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させるものとする。

7 学校等施設における避難措置

学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、屋内退避や避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた屋内退避、避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨連絡するものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し屋内退避、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

9 避難所等

(1) 避難所の開設

市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。

(2) 避難者の情報の把握

市は、県と連携し、それぞれの避難所の避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市及び県に提供するものとする。

(3) P A Z 及び U P Z 避難住民等の受け入れ

市は、あらかじめ定められた施設において、県からの要請による P A Z 及び U P Z 避難住民等の受け入れに努めるものとする。

(4) 避難所運営

市の区域を超えて避難を行う場合、市は避難先に職員を同行させ、県及び受け入れ市町村と連携し、各避難所等の適切な運営・管理を支援する。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、スクリーニングの実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。

また、県及び受け入れ市町村と連携し、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

P A Z 及び U P Z 避難住民等の受け入れを行う場合、市は、県、避難市町村と連携し避難所等の運営を行うものとする。

ア 避難所運営にあたっての配慮事項

(ア) 市は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(イ) 市は、県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

(ウ) 市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男

女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

- (エ) 市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (オ) 市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き屋等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (カ) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国、県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国、県に資機材の調達に関して要請するものとする。

10 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を勧告若しくは指示した区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告または指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

11 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 生活必需品等の調達・確保

市は、県、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、中越大地震等の経験を踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

(2) 国等への物資支援要請

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国や県に物資の調達を要請するものとする。

12 治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保、火災の予防等

について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの勧告または指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第5節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1 検査の実施

- (1) 県は、国からの放射性物資による汚染状況の調査の要請を受け、または、必要と認めるときは、飲食物の検査を実施することとされている。
- (2) 市は、原災指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国、県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲用水の検査を実施するものとする。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力するものとする。

2 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、国、県の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置及びこれらの解除を実施するものとする。

3 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、国、県の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、指示内容について周知するとともに、汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を実施するよう指示するものとする。

第6節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整のうえ、緊急輸送を行うものとする。

第1順位：人命救助、救急活動に必要な輸送

第2順位：避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位：緊急時応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位：住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位：その他緊急時応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

ア 救助、救急、医療及び救護の活動に必要な人員及び資機材

イ 負傷者、避難者等

ウ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材

エ 避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材

オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

市は、次の事項に配慮した緊急輸送体制を整備するものとする。

ア 関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 人員、車両等の調達に関して、指定公共機関のほか、県を通じ国に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

市は、道路管理者及び交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通を確保するものとする。

第7節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動のための資機材確保

(1) 救助・救急及び消火活動のための資機材確保

市及び市消防本部は、救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県または原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 消防庁、県、原子力事業者等への要請

市及び市消防本部は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 広域消防応援、緊急消防援助隊等への要請

市及び市消防本部は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

ア 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 市内への進入経路及び集結（待機）場所

2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

1 方針

市は、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動の実施に努めるものとする。

また、市は、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備するものとする。

2 住民等への情報伝達活動

(1) 住民に対する的確な情報提供

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつわかりやすく正確に行うものとする。

(2) 情報の一元化と定期的な情報提供

市は、住民等への情報提供にあたっては国、県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(3) 住民等への情報提供活動にあたっての留意事項

市は、情報提供活動にあたっては、以下の点に留意し情報提供を行うものとする。

ア 市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（発電所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

イ 市は、住民等に対する情報の公表、広報活動を行う際は、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、関係周辺市町村、原子力事業者等と相互に連絡を取り合うものとする。

ウ 市は、情報伝達に当たって、同報系防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を

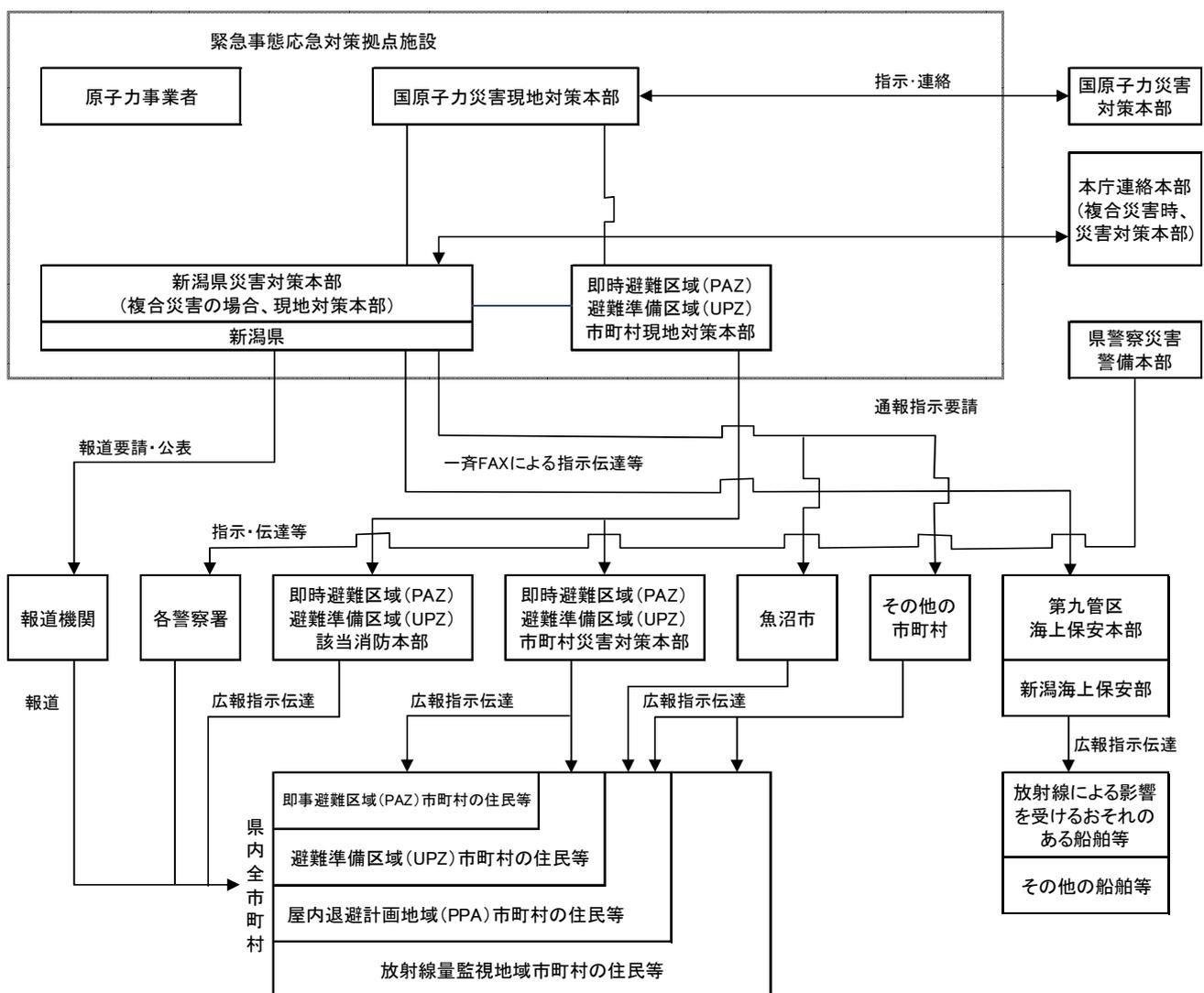
提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

エ 避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図



第9節 自発的支援の受入れ等

市は、国内・国外から寄せられる多くの善意の支援申し入れに対し、適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受入れ

市、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等及び報道機関を通じて国民、企業等に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。

市は、国民、企業等が、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法が図られるよう努めるものとされている。

(2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第10節 行政機関の業務継続に係る措置

1 市庁舎等の移転

市は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告または指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。

なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

2 業務の継続

市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第11節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

1 方針

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、発電所のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

2 市及び関係機関等の活動未済事象等の通報・連絡

市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、県、消防本部、県警察と連携して、必要に応じて事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じるものとする。

(1) 原子力事業者等の活動

原子力事業者等は、原子力災害の発生の防止を図るため、直ちに、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる危険時の措置等を迅速かつ的確に実施することとされている。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行うこととされている。

ア 消火及び延焼の防止の措置

イ 立入制限区域の設定

ウ モニタリングの実施

エ 核燃料物質による汚染及び漏えいの拡大防止及び除去対策の実施

オ 付近にいる者の避難

カ 放射線障害を受けた者の救出及び避難等の措置

キ その他放射線障害の防止のために必要な措置等

(2) 県の活動

県は事故の通報を受けた場合、直ちに消防庁に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、国の主体的な指導のもと、市町村、消防機関及び県警察の協力を得て、必要に応じて事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じることとされている。

(3) 消防機関の活動

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

(4) 県警察の活動

事故の通報を受けた県警察は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 復旧・復興対応

1 方針

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して被災地域の復旧・復興対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

2 復旧・復興対策の実施

(1) 避難区域等の設定

市は、国、県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

(2) 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

(3) 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

(4) 災害地域住民に係る記録等の作成

市は、災害発生後の緊急時応急対応を実施する段階より、継続的に災害地域住民に係る記録を作成するものとする。

ア 災害地域住民の記録

避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

イ 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第3節 被災者等の生活再建等の支援

1 生活資金等の支援の仕組み構築

市は、国、県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

2 相談窓口等の設置

市は、県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。市の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3 災害復興基金等による支援制度の整備

市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討するものとする。

第4節 産業等への支援

1 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

2 被災中小企業等に対する支援

市は、国、県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第5節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国、県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

【用語解説】

1. 安定ヨウ素剤

放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす恐れがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。

2. 甲状腺

前頸部に位置し、ちょうど喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝を促す内分泌器官のこと。

3. スクリーニング

原子力災害が起きた場合、住民等に放射性物質の付着、吸引がないかの検査をすること。

4. 環境放射線モニタリング

原子力施設周辺の安全確認のため、放射線を定期的、連続的に監視、測定し評価すること。緊急時に発電所周辺地域において重点的に実施される環境放射線モニタリングのことを、「緊急時環境放射線モニタリング」（又は、「緊急時モニタリング」）と呼ぶ。

5. モニタリングポスト

発電所周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して設置され環境放射線等を連続して測定する設備のこと。

6. 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）

周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量を計算するシステム。SPEEDI ネットワークシステムと称され、大量の放射性物質の放出、又は、そのおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討するのに使用される。

7. 環境放射線テレメータシステム

発電所周辺地域における環境放射線と気象を自動で観測・解析し、その変動を24時間連続で監視するシステムのこと。

8. 屋内退避

放射性物質の放出があった場合、放射線による被爆を避けるため、一時的に自宅等の屋内に留まること。

9. 原災法第 10 条通報

原災法第 10 条に規定する事象（原災法施行規則第 4 条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。

（例）

- ①原子力事業者の境界付近で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の場合の放射線量が検出される状況
- ②排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で $5\mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質が検出される状況
- ③実用発電用原子炉の運転を制御棒の挿入により停止することができない状況

10. 原災法第 15 条通報

原災法第 15 条に規定する事象（原災法施行規則第 6 条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。

（例）

- ①原子力事業者または関係都道府県の放射線測定設備により、 $500\mu\text{Sv/h}$ を検出
- ②排気塔など通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から 1 m 以上離れた地点で、それぞれ通報事象の 100 倍の数値を検出
- ③臨界事故の発生

11. 安全協定

原子力事業者と、立地道府県・市町村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。

（県内の事例）

- 新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力（昭和 58 年 10 月 28 日締結）
- 28 市町村（柏崎市・刈羽村を除く）・東京電力（平成 25 年 1 月 9 日締結）

12. 非常通信協議会

非常事態が発生した場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的に、総務省が中心となり、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する協議機関。

13. 原子力緊急事態宣言

原子力緊急事態が発生した場合、原災法第 15 条に基づき内閣総理大臣が行う以下の公示。

- (1) 原子力緊急事態が発生した旨
- (2) 緊急事態応急対策を実施すべき区域
- (3) 原子力緊急事態の概要
- (4) 緊急事態応急対策実施区域の区域内の居住者などに対して周知させるべき事項

14. 原子力規制委員会

原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、これらを実施する事務を一元的につかさどる行政機関。2012年に公布された原子力規制委員会設置法により、同年9月に発足。環境省の外局であり、専門的知見に基づいて中立公正な立場で独立して職権を行使するものとして設置されたもの。（「原子力安全・保安院」の後身）

15. 柏崎刈羽原子力防災センター

原災法第12条において設置が義務づけられている施設の名称。

原子力災害が発生した時に、国、都道府県、PAZ、UPZ市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となるもの。（柏崎刈羽原子力防災センターは柏崎地域振興局となりに位置する）

16. 原子力災害合同対策協議会（合対協）

原災法第23条に規定される組織の名称。原子力緊急事態宣言が出された際に、原子力防災センターにおいて、国、都道府県、市町村などの関係者により組織される。

合対協は、全体会議等を通じて屋内退避、避難等の防護対策を円滑に実施するための関係者間の協議・調整の場となる。

17. 放射性プルーム

原発事故などにより飛散した微細な放射性物質（放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等）が、大気に乗って雲のように流れていく現象。この、放射性物質を含んだ雲のような空気の一団を「放射性プルーム」という。

18. 緊急時活動レベル（EAL : Emergency Action Level）

原子力施設の異常状態に応じて、を国が予め決定した緊急事態の区分に照らし合わせて、事業者が緊急時の活動（避難等防護措置を準備する活動、PAZ内の人を防護する活動＝即時避難など）を決定するための判断基準。

原子力災害対策指針では、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3段階に区分されている。

19. 運用上の介入レベル（OIL : Operational Intervention Level）

放射性物質の環境放出後に、環境モニタリング等の結果を踏まえ、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の防護措置を行うための判断基準。

20. μ Sv/h（マイクロシーベルト毎時）

「シーベルト（Sv）」とは、放射線の量を表す単位で、人体等が放射線を受けたときの影響の度合いを表します。「シーベルト毎時（Sv/h）」は、1時間あたりの放射線量の単位。

※ $1 \text{ Sv} = 1,000 \text{ mSv}$ （ミリシーベルト） $= 1,000,000 \mu \text{ Sv}$ （マイクロシーベルト）となります。

21. 要配慮者

災害時に特に配慮を要する者。

- (1) 傷病者
- (2) 入院患者
- (3) 高齢者
- (4) 障害者
- (5) 外国人
- (6) 乳幼児
- (7) 妊産婦
- (8) 上記以外で災害時要援護者要配慮者として市長が認める者

22. 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。(災害対策基本法第 49 条の 10 関係)

魚沼市地域防災計画（原子力災害対策編）

平成 25 年 6 月 14 日 策定

平成 27 年 3 月 18 日 修正

編集・発行 魚沼市総務課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 130 番地 1

TEL : 025-792-1000

FAX : 025-792-9500

E-mail : kikikanri@city.uonuma.niigata.jp
